

橿原市長 殿

長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種実施における  
診療情報提供書

定期予防接種を接種するにあたり、下記の者の診療情報を提供します。

記

|      |     |
|------|-----|
| 氏名   |     |
| 生年月日 |     |
| 住所   | 橿原市 |

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した特別の理由 |       |
| 病名                               |       |
| 治療歴                              |       |
| 予防接種不適當要因が解消された日                 | 年 月 日 |
| その他(接種上の注意等)                     |       |
| 備考                               |       |

以上

年 月 日

医療機関所在地  
医療機関名  
医師氏名

印

【長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保】について

(令和8年4月1日時点)

- (1) ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く法の対象疾病（以下「特定疾病」という。）について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹に係る定期接種を受けることができなかつたと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間（(3)の場合を除く。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。
- (2) 特別の事情
- ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）
- (ア) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
- (イ) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
- (ウ) (ア)又は(イ)の疾病に準ずると認められるもの
- (注) 上記に該当する疾病の例は、別表に掲げるとおりである。
- ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者（帯状疱疹にあつては、当該疾病にかかったことのある者を除く。）又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということの意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。
- イ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種をうけることができなかつた場合に限る。）
- ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの
- エ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（厚生労働省よりこれに該当すると通知があつた場合及びやむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）
- (3) 対象期間の特例
- ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15歳（5種混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間
- イ 結核については、4歳に達するまでの間
- ウ Hib感染症については、10歳に達するまでの間（5種混合ワクチンを使用する場合にあつては、15歳に達するまでの間）
- エ 小児の肺炎球菌感染症については、6歳に達するまでの間
- (4) 留意事項
- 市町村は、(2)の「特別の事情」があることにより定期接種を受けることができなかつたかどうかについては、被接種者が疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期接種を受けることができなかつたと判断した理由等を記載した医師の診断書や当該者の接種歴等により総合的に判断すること。
- (5) 厚生労働省への報告
- 上記に基づき予防接種を行った市町村長は、被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病の名称等特別の事情の内容、予防接種を行った疾病、接種回数等を、任意の様式により速やかに厚生労働省結核感染症課に報告すること。